



# 第二次筑紫野市 都市計画マスタープラン

令和8年3月改定



概要版



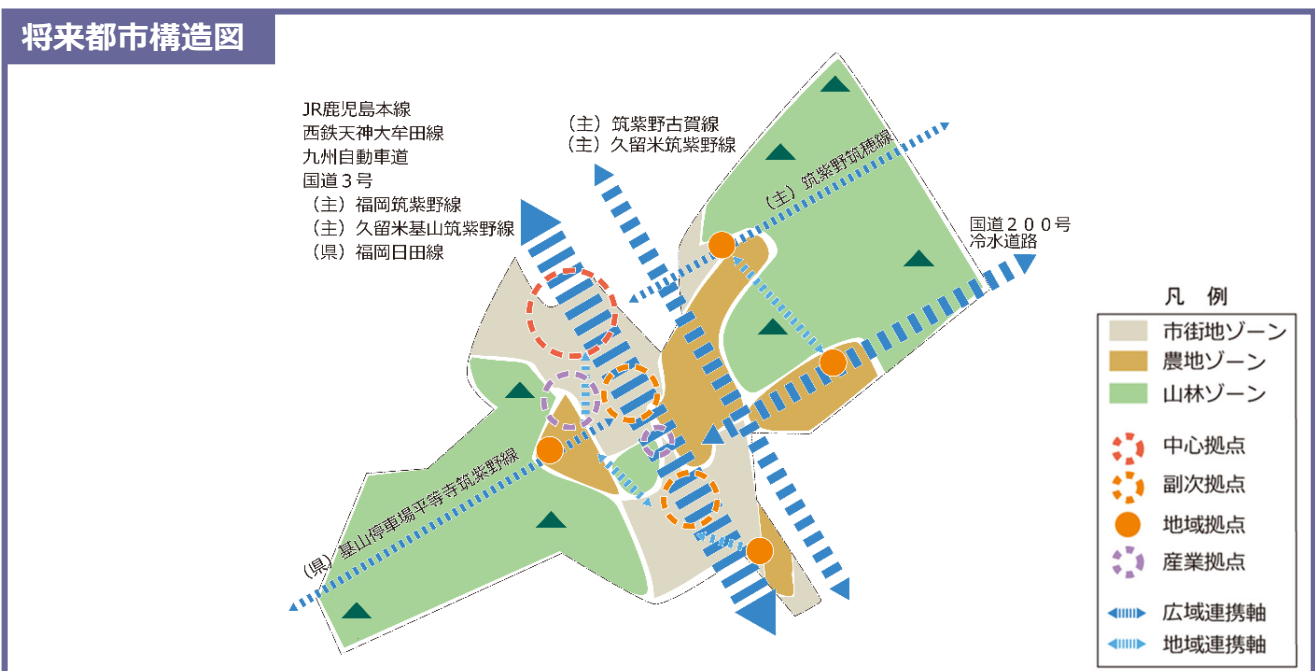
### 筑紫野市における都市づくりの目標と基本的方向

まちの視点	<b>1. 地域特性に応じた集約型の市街地の形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンパクトで良好な都市環境の形成を図る。</li> <li>● JR二日市駅・西鉄二日市駅周辺の地域における土地の高度利用を推進し、都市機能が集約した活力のある市街地を形成する。</li> <li>● 西鉄朝倉街道駅・JR天拝山駅・西鉄筑紫駅・JR原田駅周辺の地域における都市機能を強化し、生活の拠点となる市街地を形成する。</li> </ul>
移動の視点	<b>2. 道路環境の改善と公共交通体系の維持・形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内移動の幹線となる道路網の改善・強化を図る。</li> <li>● 生活道路等における安全な歩行空間や自転車空間の確保を図る。</li> <li>● 駅前広場の整備等により交通結節点の機能強化や公共交通の利便性の向上を図り、市民の移動手段となる公共交通体系を維持・形成する。</li> </ul>
住宅の視点	<b>3. 誰もが住みやすい良好な居住環境の形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の特性に合わせた住環境の維持・改善を図る。</li> <li>● 市街地では、安全で誰もが住みやすい良好な居住環境の形成を図る。</li> <li>● 郊外に点在する老朽化が進む団地において、少子高齢化等に対応した郊外住宅地の住環境の改善を図る。</li> </ul>
産業の視点	<b>4. 産業の積極的な誘致と歴史・観光資源の利活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 積極的な企業の誘致により工業・商業の持続的な発展を促すとともに、筑紫野インターチェンジ周辺や幹線道路沿道へ工場や流通業務施設等を集積させることにより、産業・雇用の創出を図る。</li> <li>● 天拝山などの自然環境や武蔵寺、二日市温泉等の地域資源の保全と観光資源としての利活用を図るとともに、宝満山、阿志岐山城跡、基肆(きい)城跡、前畑遺跡などの大規模史跡を地域資源として積極的な活用を推進する。</li> </ul>
自然の視点	<b>5. 自然環境の保全とスポーツ・レクリエーション機能の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市域東西に広がる緑豊かな自然環境や良好な農地の保全を図る。</li> <li>● 市民の憩いの場となる公園やスポーツ・レクリエーション機能の充実を図る。</li> </ul>
暮らしの視点	<b>6. 災害に強い安心して暮らせるまちづくりの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の生活と財産をまもる災害に強い都市基盤の形成を図る。</li> <li>● 治水事業等の推進により防災力を高めるとともに、市民の防災に対する意識の向上を図る。</li> <li>● 共助社会の基礎となる地域コミュニティ組織と連携しながら、防災・防犯対策を推進する。</li> </ul>

## 将来都市構造

将来都市構造は、都市づくりの目標を実現するための都市機能の配置や繋がりを空間的かつ概念的に示したものです。土地利用のあり方を示した「ゾーン」、都市機能が集積する「拠点」、人や物の主要な流れや結びつきを示す「軸」の3つの要素で表します。

将来都市構造図



# 都市整備の方針

都市づくりの目標や基本的方向の実現に向け、土地利用など5つの分野別に方針を定め、都市整備を進めていきます。

## ①土地利用の方針

(都市計画区域、住宅地、商業地、工業地、農地、緑地)

## ③都市及び自然環境形成、景観形成の方針

(都市及び自然環境形成、景観形成)

## ⑤安全・安心なまちづくりの方針

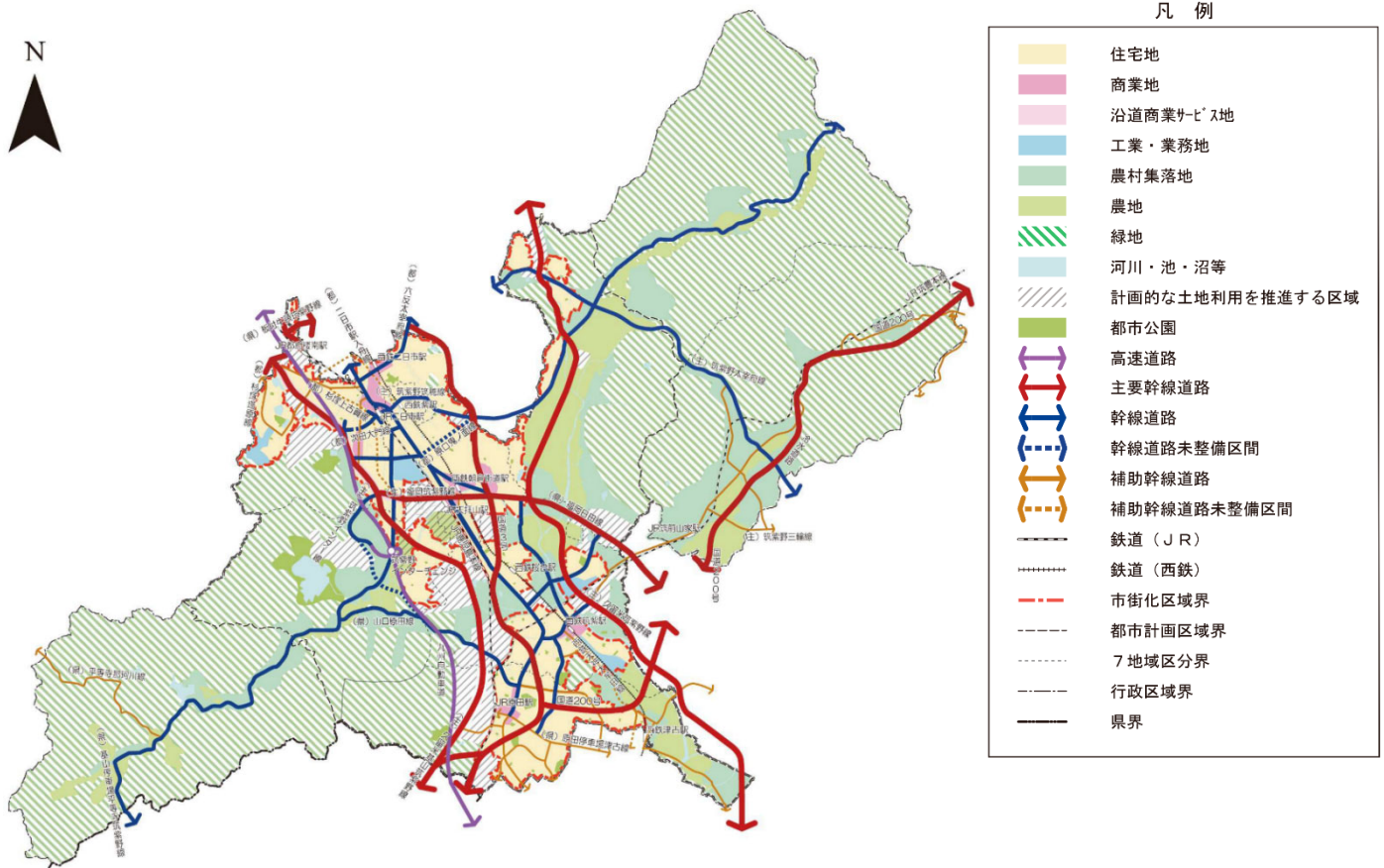
(防災・福祉のまちづくり)

## ②交通体系の整備方針

(道路整備、交通施設、公共交通)

## ④その他の都市施設整備の方針

(上水道、下水道、その他公共公益施設)



▲土地利用の方針図

# 重点的まちづくり方針

本市の都市づくりを進めるにあたっては、都市整備の方針を分野別に進めるだけでなく、市民・地域コミュニティ、事業者、行政が互いに連携しながら、5つの重点的まちづくりを進めていきます。

## ①中心市街地の活性化によるまちづくり

## ③地域資源を活用したまちづくり

## ⑤人口減少社会を見据えたまちづくり

## ②産業の積極的な誘致によるまちづくり

## ④安全・安心な災害に強いまちづくり



# 地域別構想

## ■地域区分図とまちづくりのテーマ

御笠地域(吉木小校区、阿志岐小校区)

御笠の豊かな自然の恵みを楽しみ  
次世代に継承される住みよいまちづくり

山家地域(山家小校区)

豊かな自然環境を守り  
山家宿の町並みを活かした交流のあるまちづくり

二日市地域

(天拝小校区、二日市小校区、二日市北小校区)

二日市温泉などの地域資源を活かした  
賑わいと交流を育むまちづくり

二日市東地域(二日市東小校区)

駅や生活利便施設の集積を活かした  
歩いて暮らせるまちづくり

山口地域(山口小校区)

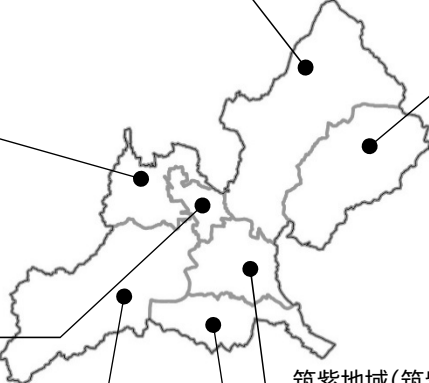
インターチェンジの利便性と自然環境が調和し  
モノと人が行き交うまちづくり

筑紫地域(筑紫小校区)

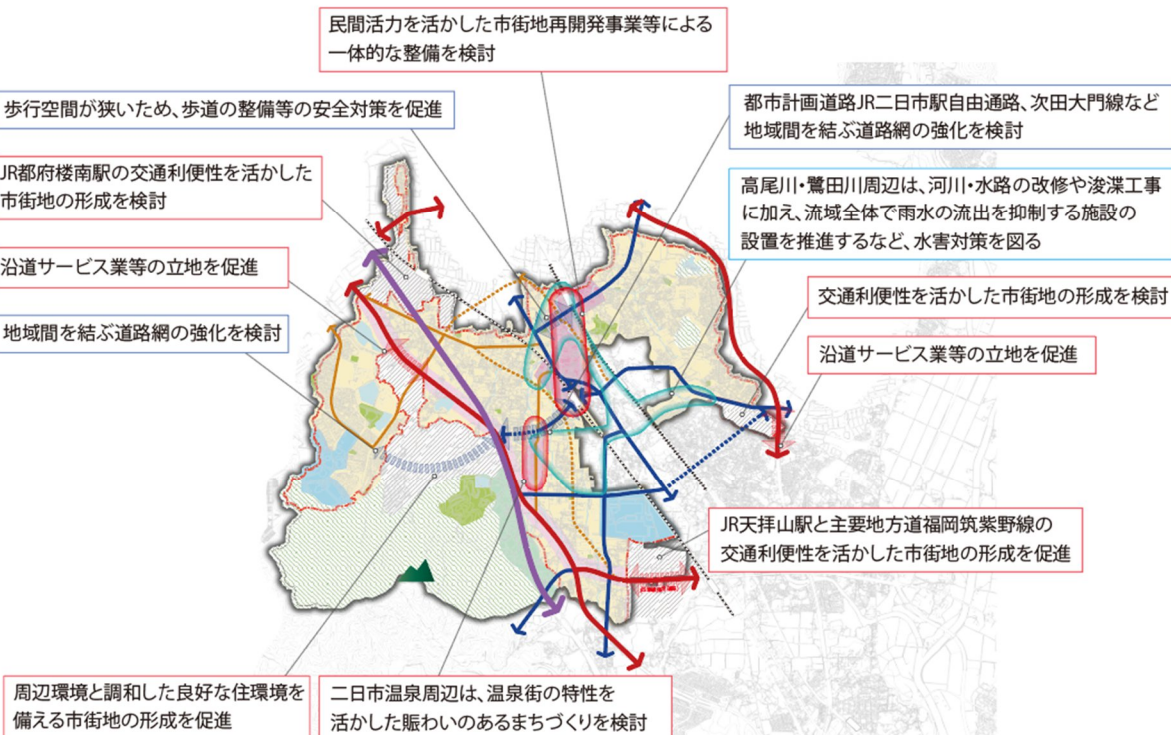
宝満川の自然環境と調和し  
住環境と産業集積が共生する活気あるまちづくり

筑紫南地域(原田小校区、筑紫東小校区)

歴史と自然に育まれ  
落ち着いた暮らしやすいまちづくり



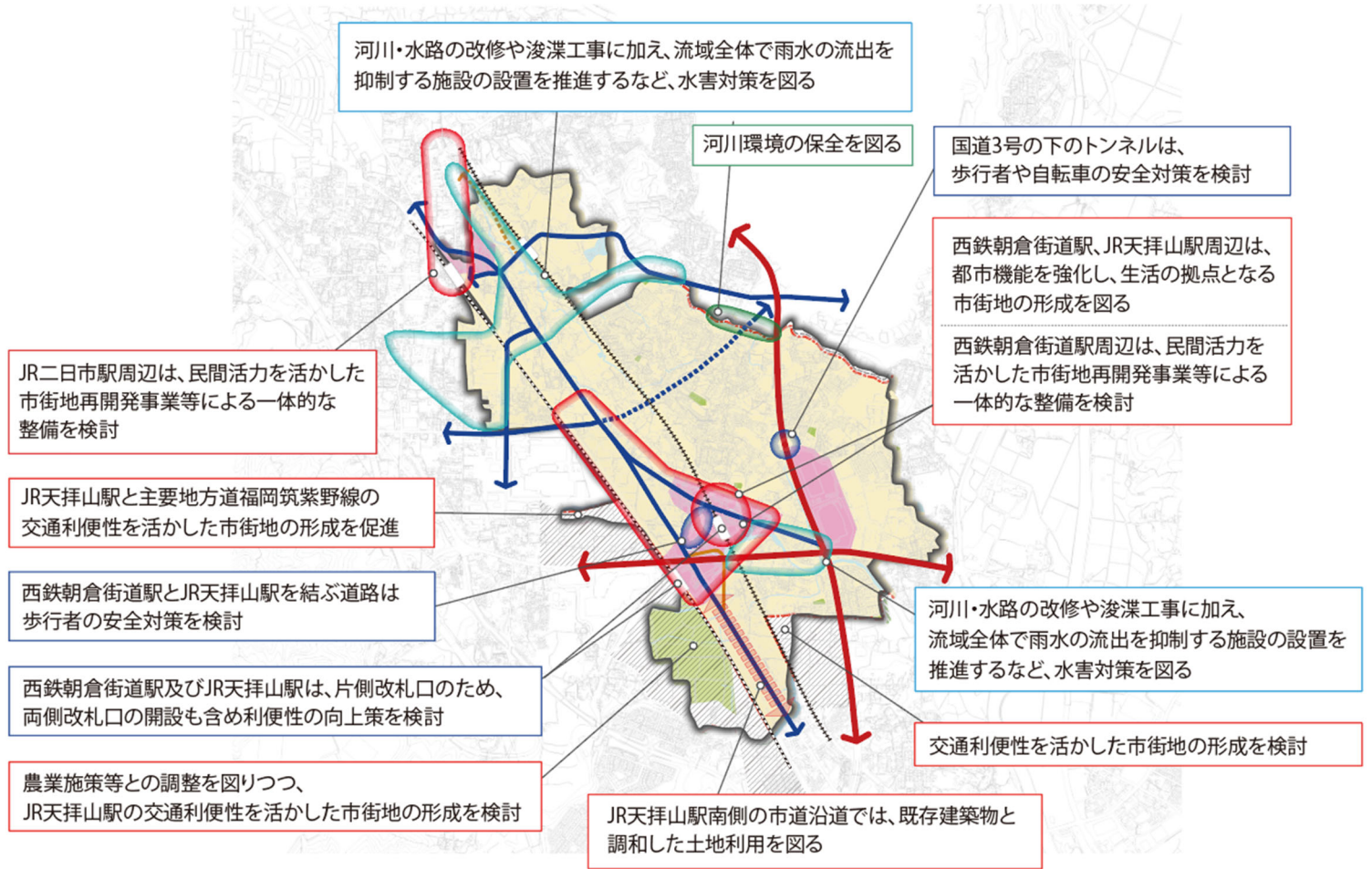
## ■二日市地域のまちづくり方針図



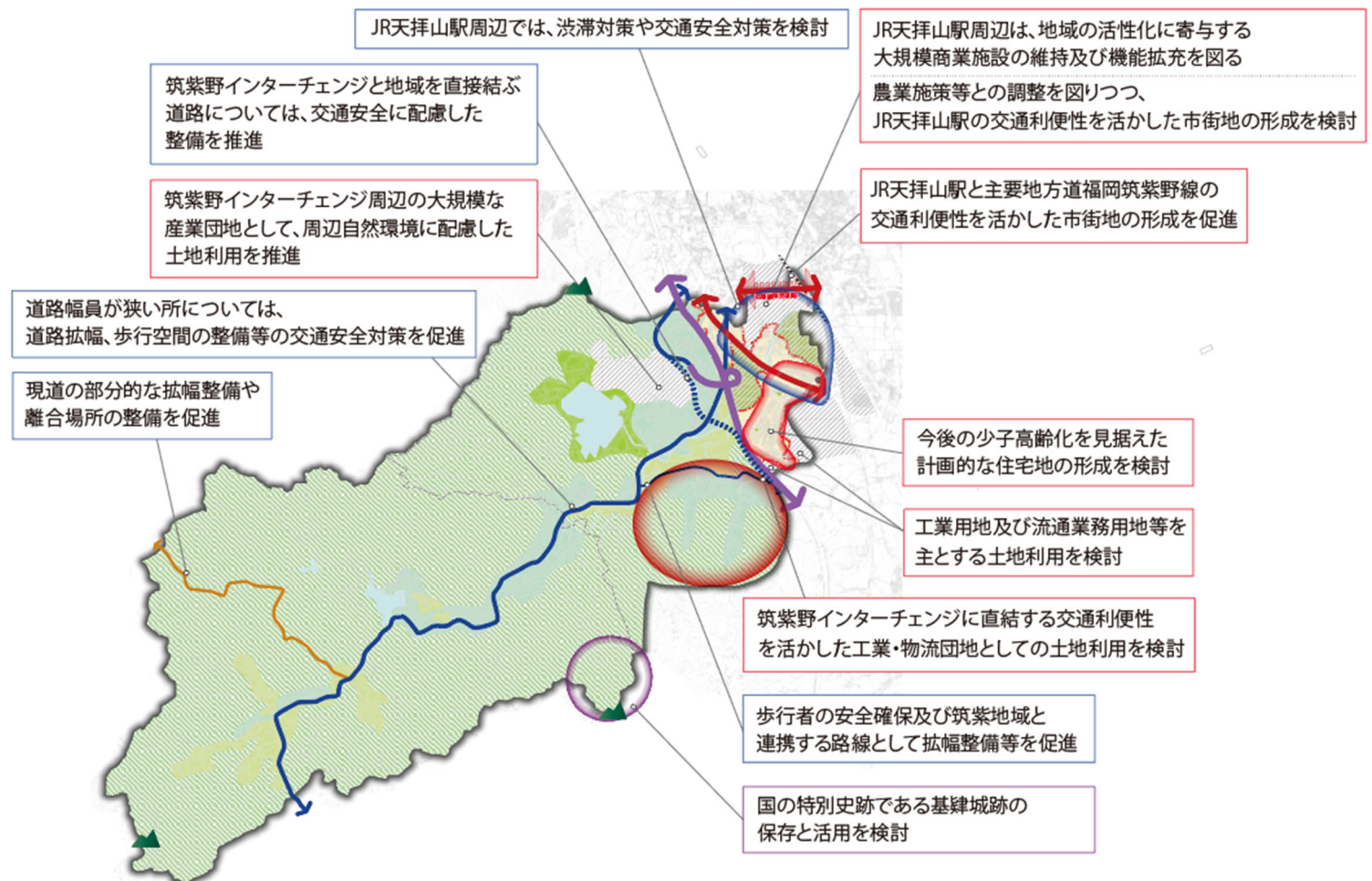
凡例

	土地利用に関する方針
	交通に関する方針
	環境・景観に関する方針
	都市施設に関する方針
	防災・福祉に関する方針
	住宅地
	商業・業務地
	沿道商業サービス地
	工業地
	農村集落地
	農地
	緑地
	河川・池・沼等
	都市公園
	計画的な土地利用を推進する区域
	高速道路
	主要幹線道路
	主要幹線道路未整備区間
	幹線道路
	幹線道路未整備区間
	補助幹線道路
	補助幹線道路未整備区間
	鉄道 (JR)
	鉄道 (西鉄)
	市街化区域界
	都市計画区域界
	準都市計画区域界

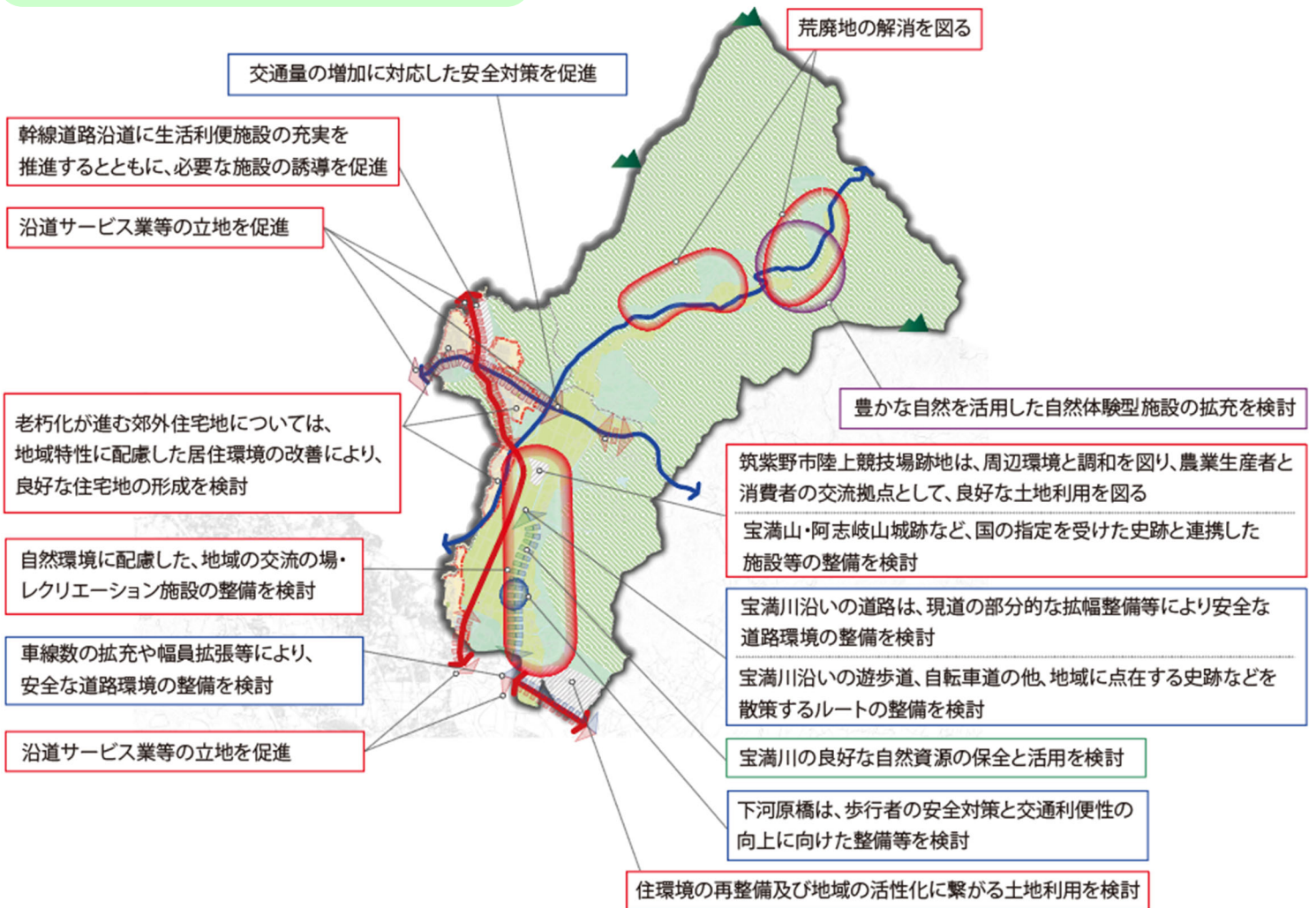
## ■二日市東地域のまちづくり方針図



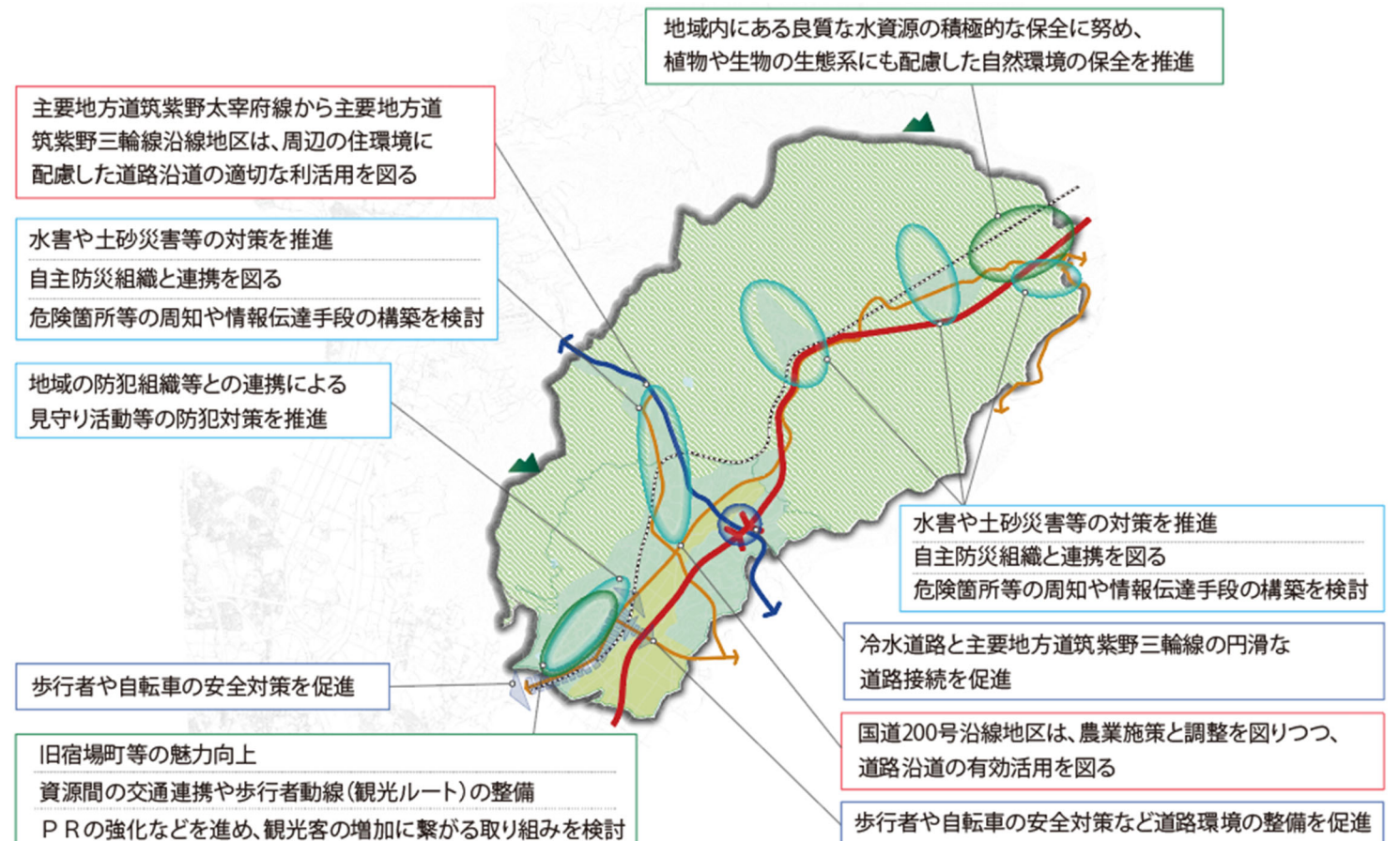
## ■山口地域のまちづくり方針図



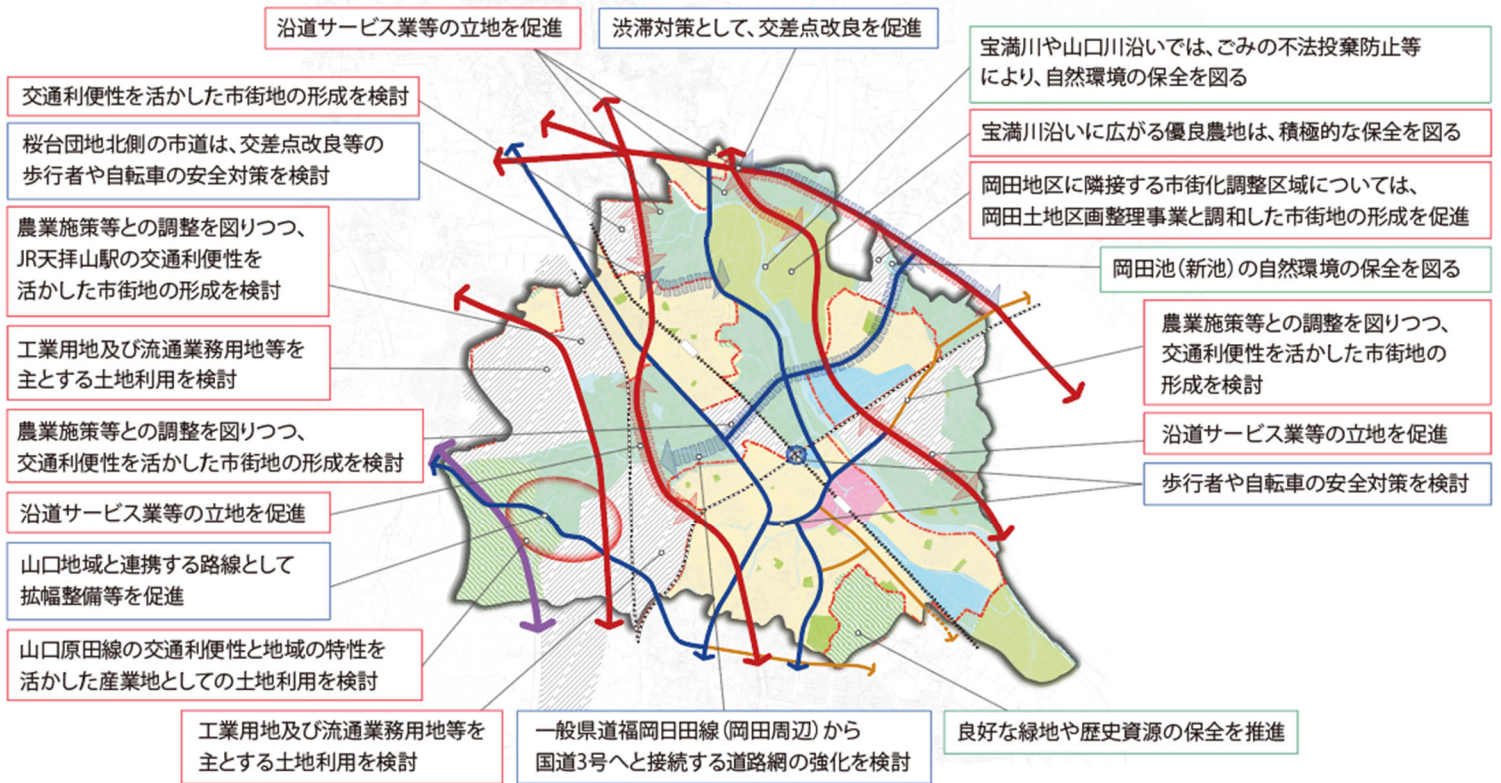
## ■御笠地域のまちづくり方針図



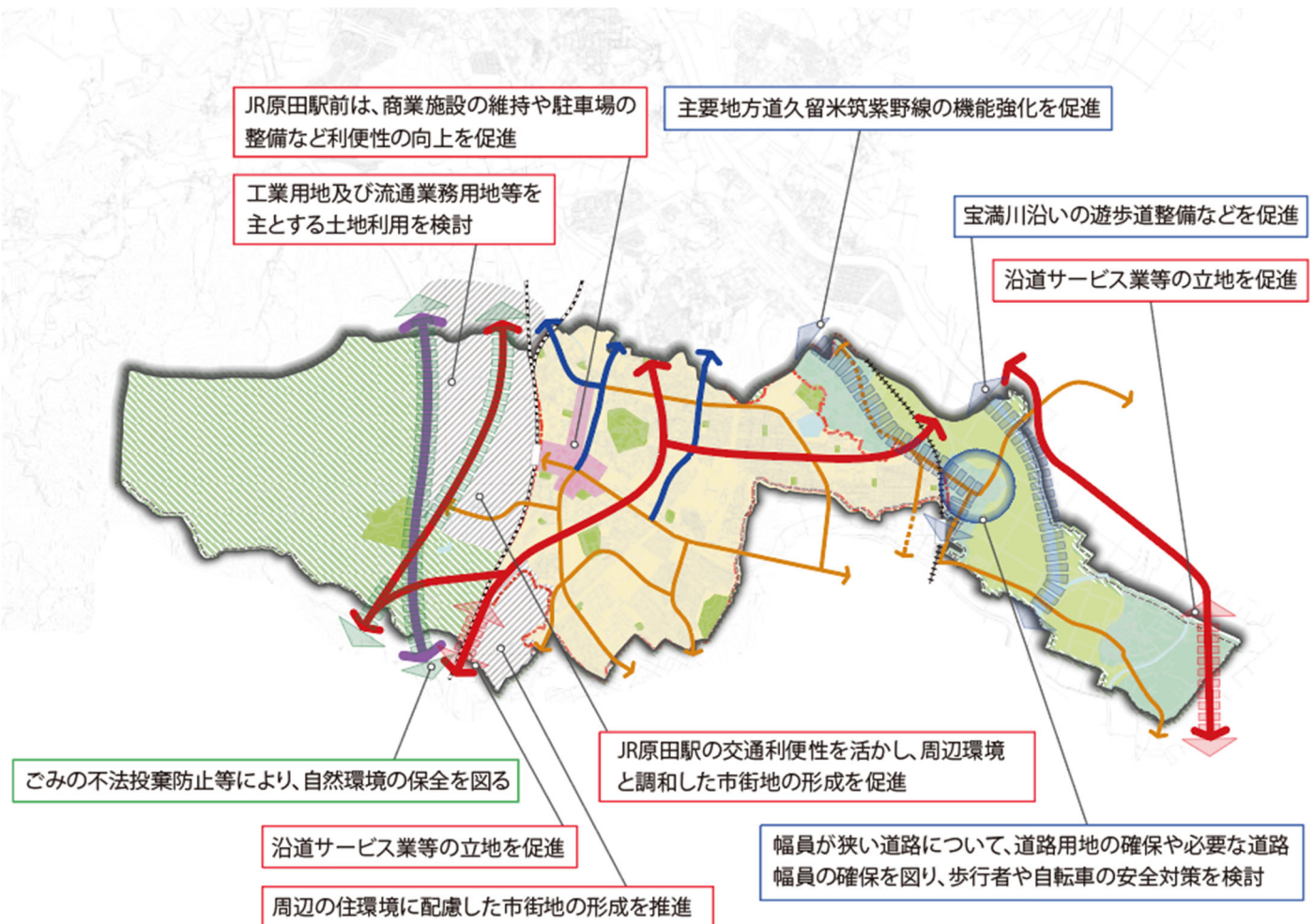
## ■山家地域のまちづくり方針図



## ■筑紫地域のまちづくり方針図



## ■筑紫南地域のまちづくり方針図



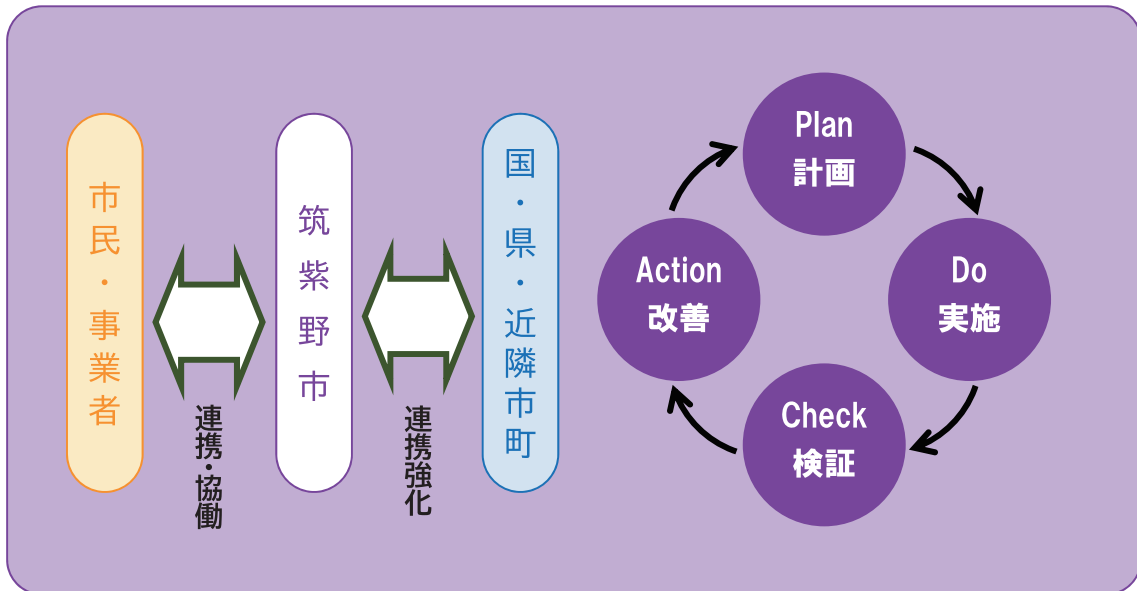
## 協働による都市づくりの推進

具体的な取り組みを進める際には、市民・地域コミュニティをはじめ、事業者、行政といった様々な主体が、連携・協働して都市づくりを進めていくものとします。

市民・地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"><li>●身近な都市づくりをはじめ、まちづくりに関する事項を行政に提案するとともに、その実現のために市民主体の取り組みを実施します。</li><li>●地域コミュニティによる安全・安心なまちづくりなど、地域を支える活動の維持・充実を図ります。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>●事業活動を通して、市や地域の活性化に貢献するとともに、決められた都市づくりのルールに基づくまちづくりに参画します。</li><li>●土地利用の誘導やエリアマネジメント・住替え促進等について、専門的ノウハウを活かした協力・参加を図ります。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>●道路や公園等の都市施設整備や土地利用の規制誘導等を計画的に進めます。</li><li>●国や県、関係機関等への要望・調整を適切に行い、効果的で効率的な施策実施を図ります。</li><li>●市民主体の都市づくりを推進するための活動支援の実施・充実を図ります。</li></ul>

## 都市計画マスタープランの運用と管理

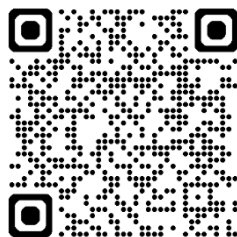
目標年次は令和17年(2035年)とします。



▲都市計画マスタープランの運用と管理の概念図



右のQRコードから、  
都市計画マスタープランの  
本編を確認できます。  
※市公式ホームページに  
アクセスします。



第二次筑紫野市都市計画マスタープラン【概要版】

策定年月:平成28年3月

改定年月:令和8年3月

編集・発行:筑紫野市 建設部 都市計画課